

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和元年8月26日(月曜日)
午前10時00分開会、午後0時00分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 協議事項
 (1) 消防本部関係
 (2) 市長公室関係
 (3) 総務部関係
 (4) 市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員(6名)

委員長 島岡 宏明
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 柴原伊一郎

欠席委員(2名)

副委員長 今野 貴子
委 員 篠塚 昌毅

説明のため出席した者(20名)

市長公室長	船 沢	一 郎
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	小松澤	文 雄
消防長	飯 村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀 雄
政策企画課長	山 口	正 通
財政課長	佐 藤	亨

総務課長	真 家	達 成
管財課長	渡 辺	善 弘
課税課長	羽 成	信 明
市民活動課長	飯 泉	貴 史
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則
環境保全課長	佐 賀	憲 一
環境衛生課長	五 来	顕
消防総務課長	嶋 田	邦 彦
予防課長	谷田貝	修
警防救急課長	岩 松	克 彦
下水道課長	和 田	利 昭
学務課保健給食係長	藤 田	和 紀

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

○**島岡委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

篠塚委員、今野委員が本日、欠席となっております。

今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

これより消防本部の案件について協議を行う。消防本部資料に基づき、土浦市手数料条例の一部改正について説明願います。

○**谷田貝予防課長** 1ページをお願いします。土浦市手数料条例の一部改正についてでございます。1改正の理由ですが、10月1日に予定されている消費税引き上げに伴う影響を反映した積算の結果、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、これに準拠する土浦市手数料条例別表第9に規定する危険物関係消防手数料の一部を改正するものでございます。2改正内容でございますが、特定屋外タンク貯蔵所の内、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所で危険物貯蔵量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満、50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満、100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満。以上の3項目の設置の許可手数料をそれぞれ1万円ずつ引き上げるものでございます。3施行日につきましては、令和元年10月1日でございます。資料の下の方に浮き屋根式の特定屋外タンク貯蔵所と浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の図を載せてございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** 改正前が158万で改正後が159万と。これは何の手数料なの。

○**谷田貝予防課長** これは危険物施設で、特定屋外貯蔵所といいまして、大きなタンクがあるのですが、それを設置する時に、消防が設置の審査をするための手数料です。

○**久松委員** 150万も掛かるわけ。

○**谷田貝予防課長** その危険物の施設によって金額が違うのですが。これはコンビナートで見る大きなタンク。円錐型の。大きなタンクなので手数料も大きな額となっております。

○**久松委員** 市内に対象件数は。

○**谷田貝予防課長** 市内にはございません。1番大きなタンクが300キロリットルです。

○**久松委員** これは何を貯蔵するタンクなの。

○**谷田貝予防課長** これは、ガソリン、灯油、軽油、重油等です。

○**吉田(千)委員** ガソリンとか、そういったものが入っているということなんですが、浮き蓋付きというのはどういうことなんですか。イメージがつかないので。

○**谷田貝予防課長** 油の上に天板がありまして、浮いている状態です。揮発性が強いもので、揮発性を無くすために、このようなタンクの構造になっています。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について説明願います。

○**岩松警防救急課長** 2ページをご覧ください。土浦市職員の分限に関する条例等の一部改正案についてご説明いたします。一部改正の背景といたしまして、平成28年5月に、成年後見制度の法律が施行され、成年被後見人又は被保佐人の権利と制限が設けられたことで、適正化を図る法整備が、今年6月14日に公布されました。その為、地方公務員法第16条を引用している条文の一部を改正するものとなります。このあと、人事課の方からも、市職員に掛わる同様の説明がありますが、ここでは、消防に係る第4条の内容を説明いたします。消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について成年被後見人等は消防団員となることが出来ないとする規定欠格条項を削除するものとなります。また、消防団員の報酬については、号建てにし、わかり易く整理を行うもので、内容については、変更はございません。説明は、以上です。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** 被後見人というのは何かの事情があって、例えば、財産の管理が出来ないとか、そういう人に代わって財産管理するとかね。そういう制度をいう訳でしょ。被後見人ということは、財産の管理が出来ないような障害を持ってる人ですよ。

○**岩松警防救急課長** 心身の障害の状況等、個別的ではあるのですが、そういった方々です。そういった方を個別に審査して、制度ごとに必要な能力があるを判断して、適正化を図る運びになります。

○**久松委員** 今まではこの制度があったから、消防団員にはなれない。今回削除されたことによって、ひとりひとり判断をして適格かどうかを見るということですか。

○**岩松警防救急課長** そういう意味です。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、報告事項について報告願います。土浦市消防フェスティバル2019の開催について説明願います。

○**岩松警防救急課長** 土浦市消防フェスティバル2019の開催について報告させていただきます。日時は令和元年9月21日土曜日10時から15時となっております。場所にあつては土浦市消防本部で実施されます。目的にあつては火災、救急、救助各種の災害対処や火災予防など消防業務全般を一般市民の方々に体験していただくことで、消防を身近に感じていただき、これまで以上の協力とご理解を得て安心安全なまちづくりを推進するものとなります。催し物の内容といたしましては、体験ブースコーナー、展示ブース、飲食ブース、その他となっております。昨年も行われましたが、今年度はさらにパワーアップしておりますのでぜひご来場のほどよろしく願いいたします。以上です。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○久松委員 去年は何人くらい参加したのですか。

○岩松警防救急課長 800人くらいだと思います。

○島岡委員長 パワーアップはどの辺がパワーアップしたのですか。

○岩松警防救急課長 放水体験，救助体験，防災航空隊の展示ブース，危機管理室で災害時の対応のブース，ドローン，ショベルカー。ショベルカーは一般の企業が参加していただける内容となっております。

○飯村消防長 補足ですが，昨年800人と申しましたが，実際はもう少し来ていた様な気がするのですが，特に飲食ブースが人気でカレーライスですとか，あっという間に売り切れてしまうような状況だったので，今年は飲食ブースは更にパワーアップして大勢の方に楽しんでいただけるように対応していきたいと思っております。

○吉田(博)委員 これも消防本部が田中に移ったからできるんだよな。今まではやりたくてもスペースが無かった。今後，あの場所を利用して，もう少し広報活動ではないけれども，いろいろ企画してもいいかもしれないな。大変結構だと思います。

○島岡委員長 その他，何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に，集団災害対応訓練の実施について説明願います。

○岩松警防救急課長 集団災害対応訓練について報告させていただきます。日時は10月10日金曜日9時から11時30分の予定をしております。場所にあっては，けんなん自動車学校。真鍋6丁目地内となります。訓練の目的ですが，昨今各地で負傷者多数の交通事故，無差別殺人等が頻繁に発生し，当市でこのような事故が発生した場合の初動対応として各関係機関との相互の連携要領を確認し，緊急事態発生時の対応能力の向上を図り被害の軽減を目的としたものとなります。訓練の想定としましては，交通事故による多数傷病者を想定しております。主要訓練項目ですが，初動対応訓練，医師との対応訓練，さらには救護所の運営管理等の訓練の内容となっております。協力機関としまして，土浦警察署，土浦協同病院，筑波大学病院，筑波メディカルセンター。約80名の参加となる運びです。後日になりますが検証会の方を令和元年10月23日に実施し，有事の際には万全の体制で望めるよう検証会を実施いたします。写真ですが昨年ジェイコムスタジアムで同様のテロ災害を想定した訓練だったんですが，昨年も実施された経緯がございます。以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。その他消防本部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。

○海老原委員 今年，真鍋神林線が開通したことによって，現着時間の確認が。今日じゃなくていいよ。次回で。どのくらい短縮されたか。

○飯村消防長 確認して報告いたします。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** 消防本部の皆さんは退席して結構です。
（消防本部退席）
（市長公室入室）

○**島岡委員長** これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づき、令和元年度9月議会一般会計補正予算（案）について ふるさと土浦応援寄付事業を説明願います。

○**山口政策企画課長** 資料の方をご覧ください。1ページをお願いいたします。ふるさと土浦応援寄付事業に係る補正予算についてでございます。1番をご覧ください。ふるさと土浦応援寄付いわゆるふるさと納税につきましては、当初予算を上回る寄付が予想されることから、これに伴いまして、歳出、委託料不足が見込まれますことから補正増をお願いするものであります。2番の補正額をお願いいたします。まず、歳入につきましては、当初予算では寄付額を3番のこれまでの実績にもあります昨年度、平成30年度並の1億円程度と見込んでおりましたが、今年度は1番下に記載してありますように、7月までの実績で6,667万7,000円の寄付をいただいております。こちらは平成29年度の実績に近いペースで推移しておりますことから、今年度の寄付予想額を平成29年度並の3億円に上方修正するものでございます。寄付額の増加の理由につきましては、本年6月からふるさと納税の指定制度がスタートいたしまして、その指定基準が返礼品は割合、3割以下の地場産品とされるなど、同じ条件下での競争となりまして、これまでの不利な状況が改善したことからの回復してきたものと考えております。また、これに伴う委託料でございますが、当初1億円の寄付に係る委託料を5,742万4,000円と見込んでおりましたが、寄付金額の増加に伴いまして、お礼品代金、送料及びPR、寄付管理、配送管理等の一括委託料の1億592万2,000円増えることが予想されますので補正増をお願いするものでございます。説明については以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、情報システムの自治体クラウドへの移行について説明願います。

○**山口政策企画課長** 2ページをお願いいたします。情報システムの自治体クラウドへの移行についてでございます。自治体クラウドとは何ぞやというところでございますけれども、自治体クラウドは、地方公共団体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎、いわゆる市役所の本庁舎で管理運用することに変えまして、外部のデータセンターにおいて保有管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取り組み。これはいわゆるクラウド化と言われているものなんですけれども、これに加えまして、複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を行うものでございます。国におきましては、経済財政運営の改革の基本方針及び世界最先端I

T国家創造宣言において、政府の重要施策の一つとして位置付けておりまして、自治体クラウドを推進しております。このようなことから、これまで県内で同一の事業者の住民記録システム等、基幹系システムを利用している市町村において、自治体クラウドを導入するため協議を進めてまいりましたが、今般自治体クラウドへ移行することになりましたのでご報告をいたします。今回共同利用を行いますのは、1番にもございますとおり本市を含みます8市町村です。対象事業は、住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉等のいわゆる基幹系業務となります。本市におきましては、すでに外部のデータセンターの方を活用しておりまして、今回はシステムの共同利用を図ることで自治体クラウドを目指すものでございます。なお、移行に際しまして住民サービスに影響の方はございません。3番の目的及びメリットでございますが、自治体クラウドへの移行によりまして3つのメリットがあると言われてございます。1つ目はコストの削減でございます。移行後のシステムの改修要望につきましては、共同利用自治体で調整した結果を事業者に依頼をすることになりますので、これまで、各々の要望に答えて、個別に改修していたものがまとまりますので、事業者のメリットとなりまして、ひいてはコストの削減が期待できるということでございます。2つ目は住民サービスの向上と業務の効率化でございます。共同利用自治体における業務が先進的なサービスがあり、標準化されるため結果として住民サービスの向上と業務の効率化が期待できるものでございます。3つ目は災害に強い基盤の構築でございます。通常時から共通のシステムを利用することで、災害時に市町村間職員の人的援助を受けることが生じた場合、相互協力が容易に行えるようになります。また、他市町村に臨時の窓口を開設することが可能となるため、業務の継続性が確保されるものでございます。最後に今後のスケジュールでございますが10月3日に8市町村で協定を締結いたしまして、来年の4月1日から運用が開始される予定でございます。説明につきましては以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**海老原委員** 共同利用自治体が8市町村。それ以外はなぜ入らなかったの。

○**山口政策企画課長** 茨城県内の自治体では、茨城計算センターのシステムを使っているんですけども。データセンターというのが、本社のある日立と土浦市内にございまして、本社の方が当然大きいデータセンターでございまして、そちらの方で、県北、県央、鹿行地域をカバーしておりまして、そちらはそちらのグループで。県南は県南のグループで始めましょうと。たくさんまとまればそれだけスケールメリットがあるんですけども、協議の方がまとまりにくくなるということもございますので、始めは県南の市町村から始めましょうということで取り組んでいるものでございます。ちなみに県北のグループの方はまだこういった協定の締結とかそういったところには至っていないというような状況でございます。

○**海老原委員** 将来はこれが増えてくるということ。それとも別のグループになっちゃうの。

○**山口政策企画課長** 将来的にはデータセンターが別でも同じ自治体クラウドと認められるという風に考えられておりますので、最終的には集約されてくるのかと思われま

す。県南地方でもつくば市辺りでは、自庁舎内にまだサーバーを抱えておまして、それをいきなりサーバーを移して、データのやり取りをして、共同利用となりますとハードルが高いという部分もございますので、各市町村いろいろな進み具合があって、今回の8市町村でとりあえずまとまったというところがございます。

○海老原委員 個人情報については。

○山口政策企画課長 自治体クラウドというのはそういったところを心配されているところもございますが、茨城計算センターのところ自治体クラウドがあるんですけども、基本的には専用線で結ばれておりますし、サーバーが入る部屋には、安全利用のカードではないのですが、限られた職員しかそちらの方には入れないシステムを取っておりますので、基本的には入室ということはないと考えております。

○吉田(博)委員 メリットはわかるんだけど、デメリットは無いのか。

○山口政策企画課長 デメリットもございまして、全部の自治体がそろわないと、コストの削減と言ったところで共同利用している自治体が、こういう改修をしたらどうだと、システムを改修したらどうだという話になった時に協議会の中で協議をして、それはいい機能だからつけましょと。そこまでの機能は必要無いでしょうと。話し合いが行われた後に茨計の方に改修の要望を出すようになります。これまでは土浦市がこうしたい。というものには直接、茨計に依頼できていました。スピード感が若干なくなるという部分と私どもの提案の中で受入れられないという可能性もゼロではないということとして、そういった所で取手市さんと守谷市さんは今回はちょっと入りませんと。メリットに比べてデメリットもあるので入らないという市町村もあるところがございます。

○吉田(博)委員 自治体の規模からすると土浦が1番大きいから、後は小さい訳だから協議をした時に、土浦市の考えが認めてもらえるかどうかというのは、確かにあるな。単独で判断ができないというところだよな。その辺はうまくやってみてください。

○久松委員 このことによって新たな機器の整備は必要なんですか。

○山口政策企画課長 大体ここにそろっている市町村というのは、外部のデータセンター。茨城計算センターにサーバーを置いて利用しておりますので、改めて大きなサーバーを用意するとか、そういった追加の投資というのはございません。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告について及び平成30年度決算に係る資金不足比率の報告についてを一括して説明願います。

○佐藤財政課長 平成30年度決算に係る健全化判断比率の報告について及び平成30年度決算に係る資金不足比率の報告について説明させていただきます。説明資料は別添の横の資料になります。1ページをお願いします。土浦市の健全化判断比率とございます。こちらその下に、地方公共団体の財政の健全化の法律に基づき、平成30年度決算に基づき健全化判断比率を算定いたしました。とございますが、いわゆる健全化法に基づきまして、毎年作成をし、議会に報告をさせていただき、公表が義務づけられている

というものでございます。その下、健全化判断比率の導入というところがござい
ますが、その下の絵がございまして、健全段階、その右側財政の早期健全化段階、いわゆる
イエローカードと。更に悪化すると財政の再生ということで、財政再生基準。レッドカ
ードということで国の統括下におかれる。財政上統括下におかれるという、3段階に分
かれているというところでございます。左側の下でございますが、矢印①実質赤字比率
から④将来負担比率まで、4つの指標が対象になっているというものでございます。ま
ずは右側実質赤字比率がございまして、それからその下②こちらは特別会計と実質赤字を
示す連結実質赤字比率でございますが、こちらについては、いずれも赤字がございませ
んのので指標の方は無しということで健全化段階であるというところでございます。続き
まして2ページをお開きください。2ページでございますが、一番上③ということで、
土浦市の実質公債費比率というものでございまして、6.1となっているものでござい
ます。実質公債費比率につきましては、一般会計、特別会計の地方債の償還金、すなわ
ち公債費、特別会計の繰出金で公債費に充てられたものと、実質の公債費の比率が標準
財政規模に対する割合ということで自治体の財布の中身ですね。それに対する割合を示
すということで、数値が小さいほど優れているというものでございます。先ほど申し上げ
ましたとおり6.1ということで3年平均ということでございます。昨年度が3年平均
7.5でございましたので、1.4パーセントほど高低しているということでござい
ます。単年度の指標でございますが、真ん中にありますとおり、4.0パーセントとい
うことで、昨年度が6.6でございましたので、2.6ほど高低しているものでござい
ます。これは要因としては、駅前北地区市街地再開発事業が終わったということで、公
債費の指標の計算上地方債の公債費の財源として充てられるものとして、都市計画税と
いうものがございまして、その都市計画税の充当財源に駅北の都市計画事業が終わった
ということで、余裕が生まれたというようなことが要因というものでございます。続き
まして3ページでございますが、④ということで土浦市の将来負担比率でございます。
前のページの実質公債比率。これが公債費という年間フロー状報であることに対しまし
て、将来負担比率は地方債残高などの将来負担のストック状報であると言われておりま
す。こちら地方債の償還や債務負担の額、それから市の将来に向って負担すべき、職員
全員の退職金。広域事務組合の公債費、公社などの負債など、将来の財政負担と考えら
れるものから、基金など財源として見込める歳入を差引いた実質的な負担額。これが標
準財政規模に対してどのくらいの割合かを示すものでありまして、これも数値が小さい
ほど優れていると。30年度につきましては、繰上償還などを行っておりますことから
市債残高の減があったということで、昨年の83.3から13.7ポイント下がって6
9.6パーセントということで健全化団体。健全段階となっております。こちらにつき
ましては市民会館や給食センターの大事業がまだ控えておりますので、市債発行がござ
いますので、若干数値はこれからも上がる可能性がございまして、しかし健全段階の数字
が350というところがございますので、それよりは下回って推移していくと見込まれ
るところでございます。4ページをお願いします。こちらは土浦市公営企業の資金不足
比率でございまして、資金不足比率は、健全化法によって定められているというもので

ございます。真ん中の上の四角で囲っている黒丸4つが公営企業とされる特別会計であります。実質4つの全ての公営企業におきまして資金不足は生じておりませんので、赤字比率、実質赤字比率同様、比率は無しというものでございます。以上、本市財政は健全化判断比率におきましては健全であると判断されたところでございますが、全国的にもこの指標の基準におきましてレッドカード、財政基準を超えて健全では無いとされている団体は1団体であるという事実がございます。それから昨今地方公共団体の厳しい現実を鑑みますと、この指標は健全であっても財政状況は芳しくない団体は多く存在しております。この将来負担比率につきましては、将来の施設更新費用や大規模修繕費用、増加傾向にございます社会保障経費などは勘案されていないということもございますので、長期財政見通しなどの独自の見通しにおいて、その辺を的確に把握し、この指標を経年の分析とともに将来の財政運用を持続可能にしていくための指標として図っていくものでございます。説明につきましては以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 1番最初の1ページ。新制度になってから、もう何年になるの。

○佐藤財政課長 平成19年に最初の報告をさせていただいております。

○海老原委員 旧制度は取ってしまってもいいのかなと。

○佐藤財政課長 そうですね。はい。

○吉田(博)委員 健全化判断比率よりも、佐藤課長が1番わかっている長期財政計画だな。心配なのは。これは長期財政計画は把握できるし、動きとかも見えるし、そっちだな。

○佐藤財政課長 はい。おっしゃるとおりでございます。先ほども申し上げましたとおり、この比率は現段階で、本当に見える公債費と生産高。ここに着目しているところもございまして、その市独自のこれから更新するとか、修繕が必要だとか、高齢化もあるとか、そういうのは全国统一の資料だと見えないので、吉田(博)委員がおっしゃったとおり長期財政見通しを見まして、将来的な建築、建設事業とか市税の状況とか、扶助費等を図って行って、それが必要であるというところであります。

○吉田(博)委員 どこの市町村も財政担当もみんなそれで頭痛めているんだよな。長期財政をつくる時に、いやになるんだよな。わかりました。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○島岡委員長 これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、

土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について説明願います。

○**今野人事課長** 1ページをお開き願います。土浦市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正案についてご説明させていただきます。1番の背景及び2番の改正の理由でございますが、本案の背景といたしましては、成年被後見人及び被保佐人の権利の制限を適正化するための整備法が本年6月に公布されたものでございます。この整備法の中で地方公務員法の改正によりまして成年被後見人等も地方公務員になることができるになりました。これをもって欠格条項ということは無くなったということになります。今後は成年被後見人等であっても採用試験、面接や採用後の勤務実績による個々の状況を踏まえまして、市職員としての適格性を判断することとなります。主な改正内容につきましては3番にありますとおり4件の条例改正がありますが、このうち第1条から第3条までをご説明させていただきます。第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び第3条職員の旅費に関する条例につきましては、今回改正されました地方公務員法第16条を引用しておりますので、条文について条例を改めるものでございます。また、第2条の職員の給与に関する条例につきましては、これまで期末勤勉手当の支給基準日6月1日、12月1日の1ヵ月以内に職員が成年被後見人等となった場合は例外として、その月の期末勤勉手当を支給するものとされておりました。しかし今回の法改正に伴いまして、成年被後見人等となっても引続き市職員となることから当該の例外規定が不要となるため削除するものでございます。条例施行日ですが整備法の施行日に合わせまして令和元年12月14日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**海老原委員** 対象となった人はいるのか。被後見人の。

○**今野人事課長** 市の職員では、現在、被後見人になった場合は、自動失職になってしまいますので、職員ではおりません。

○**海老原委員** 過去にもいない。

○**今野人事課長** はい。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、東筑波新治工業団地ポンプ場土木建築工事請負契約の締結について説明願います。

○**渡辺管財課長** 2ページをお開き願います。本案件、下水道課からの案件でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する案件でございます。工事価格が1億5,000万円を超えることから議会の議決をお願いするものでございます。なお、本日、下水道課より和田課長が出席しておりますのでよろしく願いいたします。始めに今回の工事の目的でございますが、4ページをお開きください。4ページ中ほどになります7番のところに記載がございますように、対象エリアの汚水流入量

の増加に伴いまして事業計画に基づきポンプ場を今回建設するものでございます。2ページへ戻っていただきまして、契約名称工事場所につきましては記載のとおりでございます。工事内容でございますが、地下部分の土木工事、地上部分の建屋を建築する建築工事という2本立ての内容となっております。地上1階、地下1階のポンプ場を今回建設するものでございます。契約金額につきましては2億2,110万円。契約予定者は市内に本社がございます株式会社山本工務店でございます。契約方法でございますが、8月1日に一般競争入札にて執行いたしました。その際の入札参加条件としましては、市内に本社を有すること、土木一式工事及び建築一式工事の格付けが両方でA等級であることとしております。その理由といたしましては、今回の工事、割合といたしましては、工事費で見ますと土木工事が約66パーセント。建築工事34パーセントとなっております。土木工事がメインの工事となっておりますが、地上の建屋工事に関しましては建築工事となるために、両方の工事の実績を持つ業者を対象として行ったものでございます。入札結果につきましては3ページをご覧くださいと思います。応札の結果、中段に記載がございますとおり3社から応札がございました。予定価格については左下に記載がございます。税抜きで2億392万円。また最低制限価格については1億8,037万8,000円で落札率は98.57パーセントという結果でございました。その他資料といたしましては4ページに今回の工事の概要をお付けしてございます。5ページをご覧くださいますと位置図となっております。5ページをご覧くださいと、黒丸で表示してありますのが今回の建築場所となっております。今回のポンプ場に流入してくる汚水のエリアとしましては、この黒丸の建築場所より上側ですね、北側の部分の工業団地。更にその上の山ノ荘地区の汚水が今回の流入の対象エリアとなっているものでございます。6ページをご覧くださいますとA3横平面図の方を付させていただきます。7ページには年度別の行程表を添付させていただきました。7ページを見ていただきますと、横にして見ていただきまして、表一番上が今回の建築工事の予定行程となっております。その後来年度に続いて機械設備及び電気設備工事を予定しておりまして、さらに令和3年度に既設管からの切替工事と外構工事の方を予定しておりまして、計3年計画で進める予定でございます。なお、本案件の工期につきましては、議決を頂いた翌日から、令和2年12月27日の予定でございます。本案件の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)委員** 和田課長、最近に無く大きなポンプ場だな。下水ではな。

○**和田下水道課長** この東筑波工業団地地内の汚水と山ノ荘地区の汚水につきましては、現在まで暫定のマンホールポンプというポンプ施設で圧送しておりました。事業計画ということで、国の認可関係はポンプ場の認可を受けていたんですけど、工業団地の張り付きがまだ無かったの。公共下水などでも特別環境下水道地区でございまして、それほど接続件数も無かったんですが、最近は工業団地の張り付きと接続件数もだいぶ増えておりますので、暫定のポンプもフル稼働で間に合わないようになってしまったので、今回、認可に従ったポンプ施設を作るところでございます。

○吉田（博）委員 逆に私は、何でポンプ場が無いのかと思って、圧送とかで苦慮していたよね。よくやっていたなあというのが実感的にあるんですよ。工事の場所はここがいちばん低い所だからベストだよな。いい場所だよな。

○和田下水道課長 ポンプ場の用地につきましては、旧新治村時代に用地の確保はできておまして、その用地を利用したポンプ場の築造計画でございますので、もう計画はあったということでご理解いただければと思います。

○吉田（博）委員 当初からこれだけの張り付きを考えたら、なかなかすぐにはいかなかったからな。これは国庫補助で国からはどのくらいの補助がくるのか。

○和田下水道課長 補助金は事業費の約50パーセントが補助金の割合でございます。

○海老原委員 工業団地の張り付きは大体終わったんだけど、それでいいんだよな。

○和田下水道課長 今現在、流れてきております汚水の量というのが、将来計画の量にほぼ近い位の量が流れて来ておまして、将来的に見ても、今整備するのが妥当な時期かなということで今回整備に踏み切った所でございます。

○海老原委員 新規では入る所がないんだよな。その確認なんだよ。

○吉田（博）委員 細かいところはあると思ったな。面積からいうとほぼという感じだよな。

○海老原委員 ということでいいのかな。

○望月総務部長 どのくらいの張り付きかという数字はちょっと捉えてないところなんですけど、かなりいっぱい状態になっています。残っている部分がどのくらいか確認させてください。

○島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、財産の取得について説明願います。

○渡辺管財課長 8ページからになります。よろしく申し上げます。財産の取得について仮称土浦市立学校給食センター自動手洗い器購入についてご説明させていただきます。本案件も議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございますので、こちらは購入価格が2,000万円を超えることから議決をお願いするものでございます。なお、本日、学務課より藤田係長に出席をいただいておりますのでよろしくお願いたします。始めに今回の目的でございますが、10ページをお開き願います。10ページ7番のところに記載がございますとおり、給食センター整備に伴い学校給食衛生管理基準に沿って作業区分ごとに適切な場所に自動手洗い器、今回54台を設置するものでございます。8ページへ戻っていただきまして、名称及び種類につきましては記載のとおりでございます。契約金額につきましては2,365万円。納入期限については、令和2年5月29日。契約予定者としましては、茨城アイホー調理機株式会社でございます。契約方法でございますが、こちらは7月25日に指名競争入札にて執行いたしました。指名業者及び入札結果につきましては9ページをご覧いただきたいと存じます。中段にありますとおり仕様書に基づき厨房で土浦市に登録がございます茨城アイホー調

理機からホシザキ北関東までの対応可能な7社を指名いたしまして入札を行いました。その結果茨城アイホー調理機が税抜き2,150万円で落札いたしました。予定価格については左下に記載がございますとおり税抜きで2,265万円。落札率は94.92パーセントでございました。10ページの方は本案件の概要となっております。11ページは自動手洗い器の写真をお付けしてございます。こちらはご覧いただければと存じます。12ページには設置箇所と台数の方を記載してございます。13ページは横にしてご覧いただきまして、センター1階の平面図でございます。13ページは横にして見ていただきまして平面図するしの部分が今回の設置箇所でございます。こちらの設置箇所につきましては、事前に土浦保健所で確認をしていただいております。設置後、共用開始前にも土浦保健所による衛生設備の立ち入り検査の方を受ける予定となっております。本案件の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、土浦市税条例等の一部改正について説明願います。

○**羽成課税課長** 資料の14ページをお願いします。改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正する等の法律が平成31年3月29日付で公布され、平成31年4月1日から施行となりましたことから、市税条例も改正が必要となりますので、一部改正をお願いします。改正の内容についてご説明します。今回の主な改正は、個人市民税、軽自動車税及び法人市民税の改正となります。それでは、大きな改正となるものを主に説明させていただきます。2改正内容、第1条による改正の個人市民税関係をご覧ください。市税条例第24条個人の市民税の非課税の範囲については、子供の貧困対策として、法律改正に合わせた改正で、児童扶養手当の支給を受けている児童の母又は父で、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者。以下単身児童扶養者といっています。の非課税額の所得基準を、寡婦と同額の125万円以下から135万円以下へ引き上げる改正となっております。施行日は令和3年1月1日からとなります。第36条の3の2個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書では、法律改正に合わせた改正で、見出し中や第1項中の文言を記載のとおり改正するものです。単身児童扶養者は非課税の所得基準額が引き上げられることから、扶養親族等申告書に単身児童扶養者である旨を記載し、提出する改正となります。施行日は令和2年1月1日となります。第36条の3の3資料の14ページの下の方から15ページをお願いします。個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書では先ほどの第36条の3の2と同様の内容で、単身児童扶養者は扶養親族等申告書に記載し提出することになり、関係する条項や文言を記載のとおり改正となります。施行日は令和2年1月1日となります。資料の15ページの下の方から16ページをお願いします。軽自動車税に関する改正についてご説明します。付則第18条の2軽自動車税の環境性能割の非課税では、消費税率引き上げに配慮した法律改正に合わせた改正で、三輪以上の自家用の軽自動車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合、環境性能割

の税率1パーセントを非課税とするものです。施行日は令和元年10月1日からとなります。付則第18条の2の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例では、法律改正に合わせての改正で、第2・3・4項を新設し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を新設しております。施行日は令和元年10月1日からとなります。付則第19条資料の16ページから17ページをお願いします。軽自動車税の種別割の税率の特例では、消費税率引き上げに配慮した法律改正にあわせた改正で、軽自動車の燃費性能や排ガス性能により税額が軽減されるグリーン化特例を令和2年度・3年度の2年間延長するものです。軽減率の変更はありません。施行日は令和元年10月1日からとなります。資料の17ページ下から18ページの上の記載のところをお願いします。市税条例の一部を改正する条例第2条による改正をご説明します。付則第19条軽自動車税の種別割の税率の特例では、環境性能割の導入を契機に、自家用軽自動車のグリーン化特例（軽課）を令和4年度、5年度からは電気自動車及び天然ガス軽自動車に限ったものとする改正で、軽減率は75パーセントのみとなります。施行日は令和3年4月1日からとなります。次に市税条例等の一部を改正する条例の第4条による改正をご説明します。資料の19ページをお願いします。法人市民税関係の改正で、法律にあわせての改正となっており、第1条第1項、第10項、第12項で文言を整理し、第13項から第17項を追加しております。具体的な内容は、資本金が1億円超える大法人に対しては、電子申告が義務付けられますが、電気通信回線故障や災害等の理由により困難である場合、電子申告の提出義務を解除するなどの規定を整備しております。施行日は、公布の日からとなります。資料の20ページから40ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほど見ていただきたいと存じます。また、下線の部分が改正箇所となりますのでよろしくお願いします。説明は以上です。よろしくお願いします。

○島岡委員長 この件について何かあるか。

（「わからない」という声あり。）

○久松委員 14ページの1番最初に説明してくれた単身児童扶養者の非課税措置の追加ということなんだけれども、幾らから幾らに変更になったのか。非課税部分で。

○羽成課税課長 125万円以下が135万円以下と、10万円上がっております。

○吉田（博）委員 軽自動車の税金については、過去も何回も出ているんだけど、結局、軽自動車をどうしようという考えなの。

○羽成課税課長 10月から消費税が10パーセントに上がりまして、前は、自動車取得税と自動車重量税という形になっていたんですが、それが、環境性能割と種別割ということで替わってきます。そうすると環境にやさしい、燃費のよいもの、排出ガスの少ないものについては税率を軽減していきましようというような考え方です。

○吉田（博）委員 普通自動車税は取得税かなんかが。

○羽成課税課長 同じです。同じように環境性能割というような形で10月からなります。

○吉田（博）委員 普通自動車も。わからない。

○望月総務部長 補足でございしますが、軽自動車に限らず、自動車税。自動車全体の係

る措置、今回の改正ということで。市の方は軽自動車税が市税になりますのでその部分だけになりますけれど、消費税が10パーセントに上がるものですから、買い控えが進んでしまっている。需要が少なくなっているだろうという心配がある中で税負担を減らしていこうという考えがございまして。そういった中で今までも同じ考えなんですけど、燃費性能に優れている自動車を今後普及させて行こうという国の大きな考え方に基づいて、自動車の税金の全体の改正が行われているということです。ざっくりなんですけど、そういうことです。

○吉田（博）委員 ざっくりわかった。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

次に、報告事項について報告願います。令和元年度「人権と平和のつどい」の開催について説明願います。

○真家総務課長 41ページをお願いします。令和元年度人権と平和のつどいの開催についてご説明いたします。目的といたしましては、項目の1にございますように、人権尊重と平和の意識を高めることができるよう、市民参加型の啓発事業といたしまして実施するものをございまして、平成22年度から市民会館小ホールで開催してございます。今回で10回目にあたります。次に日程と開催場所でございますが、2にございますように8月31日。今週の土曜日でございます。午後1時30分から、市民会館が今回改修工事中ということもございまして、今回は亀城プラザ2階文化ホールにおいて開催を予定してございます。内容についてでございますが、3番にございますように2部構成になってございます。第1部におきましては、去る8月5日から7日に掛けてまして広島市平和記念式典に参加した参加使節団でございますが、市民代表中学生による体験発表を実施いたします。2部におきましては、人権講演会となっております。講師につきましては、今回タレント、元芸人のスマイリーキクチさんでございまして、演目につきましては、「言葉の責任ネットの被害者・加害者にならないために、～命の大切さ、人生の大切さ、あきらめない心～」でございます。今回は特に小学生の高学年への周知を強化しておりまして、市内の小学校6年生全員分の1,235名分のチラシを配付してございます。その他、ツイッター等の周知を図っております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○島岡委員長 この件について何かあるか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

その他総務部から何かありますか。

○渡辺管財課長 報告をさせていただきます。6月定例会の本委員会におきまして吉田（博）委員より調査のご要望がございました。昼食時に本庁舎にお弁当を配達している事業者に対するヒアリング結果についてご報告させていただきます。まず、配達している事業者数、現在6社でございます。配達頻度としましては、各事業者によってバラつ

きはございますが、週1回からほぼ毎日となっております。配達方法としましては全事業者、車で配達しておりまして、その際の駐車場所としましては、6社の内2社が本庁舎駐車場。その他は、うらら広場等の車寄せに駐車しているとのことでございます。全事業者、配達に要する時間としましては、各事業者、およそ7分から10分程度となっております。本庁舎駐車場に止めた事業者の方ですね。本庁舎駐車場、入庫から10分間の間は無料としておりますので、その10分間の中で対応していただいているのが現実でございます。報告の方は以上になります。

○**島岡委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員から何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 総務部の皆さんは退席して結構です。
(総務部退席)
(市民生活部入室)

○**島岡委員長** これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、土浦市印鑑条例の一部改正(案)について説明願います。

○**佐野市民課長** 1ページをお願いいたします。土浦市印鑑条例の一部改正(案)につきましてご説明させていただきます。土浦市印鑑条例につきましては、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めているものですが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から施行されます。改正の内容につきましては、旧姓併記に関連するもので、住民基本台帳施行令等の一部改正及び事務処理要領の一部改正が実施されることによりまして、関連する土浦市印鑑条例につきましても、印鑑登録証明書にも旧氏の記載等が可能となるようその一部を改正するとともに、文言の整理を行うものでございます。改正文案につきましては、資料の2ページと3ページとなっております。補足といたしまして、旧姓併記につきましては、女性活躍促進が目的等ございますが、希望がある方に対しましては、女性のみではなく、男性に対しても旧姓併記ができるものでございます。この条例の施行日は令和元年11月5日からとするものでございます。土浦市印鑑条例の一部改正案についての説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)委員** これは女性も男性も旧氏の印鑑登録なんかはできるというんだけど、これは2種類できるの。現在の姓と旧姓と両方で印鑑登録とかできるの。

○**佐野市民課長** 今回の改正によりまして印鑑登録証及び個人番号カード、住民票なども旧氏の記載が可能ということになります。

○**吉田(博)委員** 旧氏を選んだ人は、現在名乗っている姓では登録できないということ。

○**佐野市民課長** 括弧書きで旧姓が表示される形になります。

- 吉田（博）委員 括弧書きか。印鑑証明書なんかは。
- 佐野市民課長 同じような形になります。
- 吉田（博）委員 括弧書きで。男の人でも会社をやっている人なんかは、旧姓でずっと会社関係は取引しているとかさ、そういうのがあるから。括弧書きで表されるんだ。わかりました。
- 海老原委員 括弧書きはわかるんだけど。最近は離婚した場合は選べるんだよね。
- 佐野市民課長 元の氏に戻るかというのが可能となっています。今は。そのままにする方もいらっしゃいます。届出の方が必要になります。
- 海老原委員 それと同じ扱いということ。
- 佐野市民課長 それとはまた別になります。
- 海老原委員 はい。
- 吉田（千）委員 確認をさせてください。括弧書きになるということは、旧姓を入れてくださいということで、書類を書いて、それを提出することによって、そこが設けられるという仕組みが出来ますよということなのでしょうか。
- 佐野市民課長 申し出制ということになりますので、そのような形でお願いをするように今事務の方を進めております。
- 吉田（千）委員 申出をするということは、特に申請書類は無しということで。
- 佐野市民課長 申請をしていただく形になります。変更した場合には、一度変えてしまうと、更に変更ということが出来なくなりまして、こちらでも受付の際には、その説明の方を十分周知したいと考えております。
- 島岡委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）
- 島岡委員長 この程度とする。
- 次に、報告事項について報告願います。パロアルト市との姉妹都市締結10周年記念事業の概要について説明願います。
- 飯泉市民活動課長 4ページをお願いいたします。2番の報告事項についての（1）パロアルト市との姉妹都市締結10周年記念事業の概要につきまして、説明をさせていただきます。始めに1番の目的でございます。ご案内のとおり、本市におきましては、平成21年4月に、アメリカのパロアルト市と姉妹都市を締結いたしまして、現在、中学生の交換交流事業やかすみがうらマラソンの選手招待等を実施しているところでございます。このような中、本年度につきましては姉妹都市締結10周年を迎えますことから、パロアルト市長及び民間交流団体の関係者が来日を予定しておりますので、姉妹都市との交流を深める機会とさせていただくよう現在準備を進めているところでございます。2番の期間につきましては、10月26日土曜日に開催を予定しております全国花火競技大会に合わせまして、その前後5日間の滞在を予定してございます。3番の来日予定者につきましては、パロアルト市長、市議会議員、民間交流団体でありますネイバーズアブロードの会長を始め、計14名の来日が予定されております。資料の中程の行程表がでございます。3行目をご覧くださいますと、花火大会の前日となります10月2

5日金曜日の夕方には、祝賀イベントを計画してございます。正式なご案内の文書につきましては、後日、お送りをさせていただきますが、総務市民委員会の皆様方におかれましては、ぜひ、当日の祝賀イベントにご出席をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。説明につきましては、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。

○**海老原委員** 予算はどこから出ているのですか。

○**飯泉市民活動課長** 今回の10周年記念に伴いまして、市の方から補助金を50万円。10周年記念の分として、本年度に限っていただいておりますので、その中で支出させていただいております。

○**海老原委員** 来ていただくいいんだけど、行く方はどうなっているのか。

○**飯泉市民活動課長** 今回はパロアルトの方々が10周年を記念して来日をされるということで、土浦市側からパロアルトにという部分につきましては、これまで姉妹都市を締結して、平成22年。その年に使節団が伺っております。その後5周年の時にもこちらから伺っておりますので、今回は先方から来られるという話が先に出たものですか、今回は受け入れを、おもてなしをしましょうという形で計画をさせていただいております。

○**吉田(博)委員** 5年後でいいよ。

○**島岡委員長** そうすると祝賀イベントには、総務市民委員会は全員参加するというくらいで考えていいのか。

○**飯泉市民活動課長** ぜひ、ご参加いただければと考えております。

○**島岡委員長** 委員の皆さん、よろしくお願いたします。

その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、令和元年度土浦市男女共同参画センターフェスティバルの開催について説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 続きまして、令和元年度土浦市男女共同参画センターフェスティバルの開催につきまして、説明をさせていただきます。こちら、別添のフェスティバルチラシをお願いたします。このイベントにつきましては、男女共同参画意識の普及、そして、啓発を目的といたしまして、毎年、開催をしているものでございます。本年度につきましては、9月14日土曜日に開催を予定してございます。午前の部につきましては講演会、そして、お昼前には、ウララの2階にございます東部ガスのキッチンスタジオにおきまして、料理研究者による調理の実演、午後の部につきましては音楽会を予定してございます。その他、裏面をご覧くださいますと、男女共同参画に関するパネル展示などのほか、中程より下になりますが、おとう飯レシピコンテストを計画しております。昨年度につきましては、男性の家事参加を促進するため、市長と一緒に男性の料理教室を実施いたしました。本年度は、男性市民の皆さんから、男性でも手軽に作れるおとう飯レシピを募集いたしまして、当日、キッチンスタジオにて調理の実演をして

いただくものとなってございます。総務市民委員会の皆様におかれましては、事前に、ご案内の文書は送らせていただいておりますが、お時間がございましたら、ぜひ、フェスティバルに足をお運びいただければと思います。説明につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 おとう飯については、東部ガスでやるの。

○飯泉市民活動課長 おとう飯レシピに関しましては、土浦市の方で募集をいたしまして、東部ガスのキッチンスタジオをお借りするという形で、実際の主催は土浦市の方で、場所をお借りするという。

○久松委員 場所を借りるの。はい。

○吉田(千)委員 レシピコンテストは何名とかあるのですか。

○飯泉市民活動課長 東部ガスのキッチンスタジオは、キッチンの台が4台ございますので、一応応募された方の中から1次審査ということで4名の方を選ばせていただいて4名の方に実際に当日実演をしていただくという風に考えております。

○海老原委員 総務課の人権と平和のつどい。これもネット関係なんだよ。ネット関係のテーマ。講演の。そういうものは多いのか。要望とか。

○飯泉市民活動課長 人権と平和のつどいと、たまたま今回かぶってしまったのかも知れませんが、皆さん関心がある部分の講演会でより多くの方に来ていただきたいということで、今回このようなテーマを選ばせていただいたということです。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、土浦市消費生活展2019・第14回土浦市環境展合同開催について説明願います。

○佐賀環境保全課長 5ページをお願いします。土浦市消費生活展2019・第14回土浦市環境展合同開催についてでございます。例年開催をしております消費生活展及び環境展でございますが、今年度はより多くの皆様にお越しいただけるよう、市民生活に関わりの多いイベントを合同で開催することとなったものでございます。期日につきましては、令和元年10月12日土曜日の9時30分から霞ヶ浦文化体育会館大体育室において開催をするものでございます。また、同日でございますが霞ヶ浦総合公園内におきまして、体育館前広場で子どもまつりが10時から開催をいたします。また、風車前広場の方で緑化フェアが10時30分から開催をされる予定でございます。今回消費生活展、環境展につきましては、総務市民委員の皆様におきまして詳細が決まり次第、ご案内をさし上げる予定でございますので、当日出席をしていただけますようよろしく願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 この程度とする。

次に、新治広域事務組合からの脱退について説明願います。

○**五来環境衛生課長** 委員会資料6ページをご覧ください。本委員会からは柴原委員、海老原委員が組合議員を務めておられます。新治地方広域事務組合からの脱退についてでございます。昨年12月議会の総務市民委員会及び全員協議会におきまして、新治地方広域事務組合からの脱退について、2市と協議を開始しましたことをご報告いたしましたが、その後の経過等につきまして改めてご説明させていただきます。ご案内のとおり、新治地方広域事務組合は、昭和49年に新治村、千代田村、出島村、八郷町が、ごみ処理施設の運営、老人福祉センターの設置等を共同処理する目的で設立した一部事務組合で、それぞれの町村の合併を経まして、現在は土浦市、かすみがうら市、石岡市が構成団体となっております。本市では清掃センターの基幹的施設更新工事が昨年度で完了しまして、新治地区を含む全市の一般廃棄物の処理を清掃センターで一本化することが可能となりました。現在、組合は、平成21年12月に3市で締結しましたが、10年間の協定期間が終了いたします令和元年度末をもって組合を脱退することにつきまして、2市との協議を進めております。なお、組合は、かすみがうら市、石岡市の2市により、小美玉市に建設中の霞台厚生施設組合の新ごみ処理施設が完成する令和2年度末まで運営する予定でございます。7ページをご覧ください。一番上の民生と書いた図につきましては、老人福祉センターふれあいの里についてでございます。令和2年度1年間に限ることではございますが、新治地区の方はこれまで300円で施設を利用できましたが、土浦市が脱退いたしますと地区外利用となりますことから、地区外料金500円を払ってふれあいの里をご利用いただくか、あるいは市内の他の施設、新治総合福祉センター、つわぶき等をご利用いただくこととなります。2番の今後のスケジュールでございます。本年12月、3市の議会に土浦市の脱退についての議案を提出させていただきます。議決後、茨城県へ許可申請を行いまして、令和2年3月31日で土浦市が脱退いたします。翌年、令和3年3月31日をもちまして組合を解散し、4月から2年間で施設の解体を行う予定でございます。3番は第4回定例会への提出議案でございます。現在、茨城県に事前協議を行っておりますことから変更となる可能性はございますが、3本の議案を想定しております。1つ目が組合からの脱退について、2つ目が財産処分について、3つ目が施設解体費用に係る補正予算、債務負担行為を設定するものでございます。4番は施設解体費用の各市の負担割合でございます。解体費用の金額につきましては、解体工事の内容などを3市で協議中でありまして、お示しできる段階にはございませんが、施設建設時の負担割合、組合の分担金条例で定める均等割、人口割を現在の人口で換算いたしますと、本市の負担割合は、衛生、老人福祉センター以外の施設が約18パーセント、民生、老人福祉センター部分が約14パーセントとなるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○**島岡委員長** この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** この程度とする。

次に、汚泥再生処理センター整備事業の進捗状況について説明願います。

○五来環境衛生課長 汚泥再生処理センター整備事業の進捗状況についてご説明させていただきます。委員会資料の11ページをお開き願います。1番、事業の目的でございますように、老朽化した衛生センターを、単純に建て替えるのではなく、従来のし尿、浄化槽汚泥に加えて、一部ではございますが、農業集落排水施設の汚泥を併せて処理し、助燃剤として再生資源化する汚泥再生処理センターとして整備するものです。2番、全体事業費は26億4,716万3,000円でございます。3番、期待される効果でございますが、1つ目が、有機性廃棄物を含めて再生利用し、循環型社会形成の推進に寄与するものです。こちらが循環型社会形成推進交付金の交付要件となっております。2つ目が、運営コストの削減。自動化による人件費の削減、最新機器の導入による電気や薬品の使用量の削減など、ランニングコストの軽減が期待できるものです。3つ目が、老朽化施設の改築による安定した処理能力の確保。将来予測に基づいた適正なキャパシティはもちろんのこと、今後見込まれますくみ取りの減少、浄化槽汚泥、農集汚泥の比率の増加など処理する汚泥の更なる性状の変化にも対応できるものでございます。4つ目が、し尿等処理の全市統一。新治地区のし尿等を含めて処理が可能となりますことから、1つの市が2つのし尿処理施設を持つことによります不経済性、事務の煩雑性を解消できるものでございます。本委員会では副委員長、今野委員が組合議員を務められている湖北環境衛生組合につきましては、汚泥再生処理センターの完成する令和3年度末をもって脱退する意向につきまして、事務レベルでは石岡市、かすみがうら市、小美玉市の3市に伝えておりますが、10月に開催されます正副管理者会議におきまして、首長間で正式に脱退についての協議を申し入れする予定でおります。次に、4番、実施設計及び建設工事スケジュールでございますが、現在、新施設の建設予定箇所でございます管理棟や車庫等既存施設の一部の撤去、そして準備工事が完了いたしました。8月頭からプラントの実実施設計と並行して、土木・建築工事を開始いたしました。本工事は、市民運動広場敷地の一部も使用しまして、工事車両の出入りなどもございますことから、利用者の安全確保など安全面に十分配慮しながら工事を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願います。説明は以上でございます。

○島岡委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 さっきの新治も含めて、旧新治地区の方は全然変わらないのかな。出す方は。

○五来環境衛生課長 まず、ごみにつきましては、新治地区、今まで自己搬入につきましては、新治広域クリーンセンターに持って行ってましたけれども、今後、土浦の清掃センターに持って行っていただくようになります。ごみの出し方につきましては、昨年の10月のごみの有料化に伴いまして袋、これまでは新治地区は他の袋で構わなかったのですが、同じ有料化の袋で捨てていただいております。資源ごみなどが一部土浦と新治では異なっておりますので、そういった部分が変わってきます。事業者さんは持って行く場所が変わりますし、料金も変わります。今回10月くらいから約半年間かけて地区への説明等を行っていく予定でおります。し尿につきましては、さほど影響は無いか

と思います。汲み取り業者さんが持ってくる先が石岡ではなくて土浦になるということだけで、そちらの方も周知はさせていただきますので、よろしくお願いします。

○島岡委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 この程度とする。

その他市民生活部から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 委員から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○島岡委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。

(市民生活部退席)

○島岡委員長 協議事項

総務市民委員会開催日について、一般質問が9・10・11日とございます。事務局ではどうですか。

○事務局 12日が決算特別委員会の歳入の説明になると思われまして、それ以降、13・17・18日当たりでお願いをできたらと思います。

○吉田(博)委員 13日は国体で休会じゃないの。二高で水球かなんか。議運で話があった。

○事務局 17・18・19日当たりで。

○吉田(博)委員 一般質問の数にもよるだろうけれども11日の午後何かは出来ないの。

○島岡委員長 一般質問の数が多いと出来ませんし、少ないと出来るということ。取りあえず11日の午後に設定をしておいて、一般質問の数を見て17日に移動する案が今吉田(博)委員からでましたがよろしいでしょうか。

(「それでいいよ」という声あり。)

○事務局 11日の一般質問終了後ということで、よろしいですか。

○吉田(博)委員 ただ決算特別委員会の分科会はできないよね。全体をやってないんだから。今日の議案の委員会だよな。

○事務局 そうしますと、11日は決算特別委員会が立ち上がっていませんので、議案のみで、決算特別委員会の分科会は別の日程で検討していただかなくてはなりません。

○島岡委員長 11日に議案に対する委員会を開催しまして、決算特別委員会に関しては17日に行くということでよろしいでしょうか。

(「それでいいよ」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、11日は午後から、17日は10時からといたします。続きまして、行政視察の件につきまして、残金が5万5,000円とございます。早割りの飛行機を使って2泊3日で考えておりましたが、今現在、料金表が出ておりません。そこで、飛行機の予約が取れた場合の出欠の確認をさせていただきたいと思えます。出席される方。

(「欠席する方を聞いた方がはやい」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、欠席される方。

○柴原委員 はい。

○島岡委員長 お一人ということで。次に、議会報告会を11月20日水曜日2時から第3委員会室で、リハーサルを18日月曜日10時から同じく第3委員会室で行いますが内容と発表者について定例会の時までに決めていただきたいと思いますと思うのですが、どういたしましょうか。私の考えでは、先日視察に行きました北上市、遠野市、大船渡市の説明を委員長、副委員長で発表してはと思います。どうでしょう。

○**吉田（千）委員** 視察の発表はいいのですが、視察先と土浦市では状況が違うので兼ね合いを考えて作らなければいけないと思います。

○**島岡委員長** わかりました。そのようなことを考えながら委員長と副委員長で相談させていただきたいと思います。次に報告事項を事務局よりお願いします。

○**事務局** 全員協議会の方が9月3日、9時15分から開催されますので、よろしくお願いします。あと、9月11日も9時45分から予定しているようなので、こちらの方もよろしくお願いします。

以上で閉会いたします。お疲れ様でした。